随意契約及び比較見積省略理由書

契約件名：大阪府南河内府民センタービル　中央監視設備センター装置改修工事

南河内府民センタービルの中央監視設備は、NEC株式会社が製造し、平成 26 年に設備の一括更新を行っている。

本設備は、建物内の空調設備や防災設備の運転状況等を一元的に監視・制御するシステムであり、中央に設置されたセンター装置と、各設備ごとに設置されたリモートステーションユニット（以下「RS 盤」という。）とで構成されている。センター装置は、各 RS 盤と通信を行いながら、機器の運転・停止の指令を出すとともに、各設備の運転状態、故障情報、計測値等を集約し、異常時には警報を発報する中枢的な役割を担っている。一方、RS 盤は各設備に設置され、センター装置からの指令を受けて機器の制御を行うとともに、各設備の状態をセンター装置へ送信する役割を担っている。

当該設備のうちセンター装置については、納入後 12 年以上が経過し、推奨交換周期（5 年～10 年）を超過していることから、故障リスクが高まっている状況にある。加えて、メーカー保守が本年 9 月をもって終了する予定であり、故障した場合は、復旧不能となる可能性が指摘されている。

本設備が使用不能となった場合、空調設備における各関連機器（冷却塔ファン、冷温水ポンプ、給排気ファンなど）の連動制御が行えなくなり、適切な運転が困難となる。また、異常時の警報発報機能も喪失することから、施設運営に重大な支障を及ぼす。さらに、本設備は消火水槽及び消火ポンプの監視並びに異常時の警報機能も担っており、その機能停止は人的被害につながるおそれもあることから、令和8年度においてセンター装置の更新にかかる予算措置が講じられたものである。

一方、RS 盤については、推奨交換周期は経過しているものの、設計寿命は 15 年とされており、メーカー保守も継続されていることから、故障時の復旧が可能である。このため、経費節減の観点から、今回の更新はセンター装置に限定することとする。

本工事は、既存の RS 盤を継続使用しつつ、センター装置からの指令（入切操作等）を接点信号により各設備へ出力するとともに、各設備からの運転状態、故障、計測等の信号を中央監視装置へ取り込む必要があり、既設システムとの整合性及び信号仕様の完全な一致が不可欠である。これらの詳細については、製造メーカー固有の設計情報に基づくものであり、一般には公開されておらず、第三者が正確に把握し、既設設備と不具合なく接続・調整を行うことは極めて困難である。

また、当該中央監視設備に係る事業については、当初製造元であるNEC株式会社からNECネッツエスアイ株式会社へ事業承継されており、同社は当該設備に関する設計情報、技術情報及び保守実績を一体的に保有している唯一の事業者である。

以上の理由により、NECネッツエスアイ株式会社でなければ、本工事を確実かつ円滑に履行することはできない。

よって、同社より見積書を徴取したところ、予算の範囲内であり、かつ価格も適正と認められるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を締結するものである。併せて、大阪府財務規則第 62 条及び同規則運用第 62 条関係第 2 項第 1 号に基づき、比較見積書の徴取を省略する。